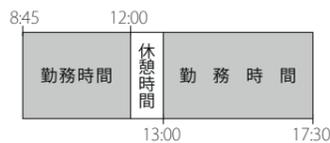


人事行政の運営などの状況

「倶知安町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町職員の前年度（平成29年度）の給与、勤務条件などの状況についてお知らせします。

勤務する曜日、1日の勤務時間

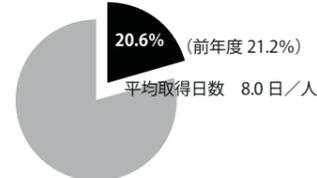
町職員は毎週月～金曜日（国民の祝日に関する法律で定められた休日、12月31日～1月5日を除く）を勤務日としています



※勤務時間は、8時45分～17時30分（うち休憩時間12～13時）

休暇は年次有給（年間20日、繰り越しを含めると最大40日）、産前・産後、介護、育児、ボランティアなど22種類あります

職員の年次有給休暇取得率



職員の分限、懲戒処分

分限処分者（本人に不利益が生じる処分）

処分内容	処分者	処分理由
降任	0人	
免職	0人	
休職	2人	心身の故障

懲戒処分

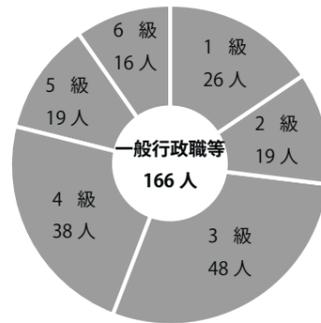
処分内容	処分者	処分理由
免職	0人	
停職	0人	
減給	0人	
戒告	0人	

職員の服務

項目	許可件数
営利企業等従事許可	0件
営利を目的とする私企業・団体の役員、その他の地域を兼ねる	0件
自ら営利を目的とする私企業を営む	0件
報酬を得る事業・事務	2件

級別職員数（一般行政職等、29年4月1日現在）

- 1級 定型的な業務を行う職務
- 2級 高度な知識、経験が必要とする業務を行う職務
- 3級 ①係長、主査の職務
②困難な業務を処理する主任の職務
③特に高度な知識、経験を必要とする業務を行う職務
- 4級 特に困難な業務を処理する係長、主査の職務
- 5級 主幹職の職務
- 6級 課長職の職務



職員の福祉と利益保護の状況

福利厚生事業

団体名	概要	公的負担
北海道市町村職員共済組合	組合員である職員の掛金と使用者である自治体の負担金を財源として、組合員およびその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。	1億9,421万円
北海道市町村職員福祉協会	会員（職員）と家族の福祉の増進と生活安定のため、また共済組合の事業を補完するさまざまな事業を行っています。	43万円

倶知安町職員福利厚生会

職員相互の親睦と福利厚生の向上を図ることを目的に設置されました。事業内容は①・②のとおり。
公費負担額＝358万円（29年度実績）

①健康管理事業

種類	受診者	受診率
総合健診	120人	94.3%
ミニドック健診	34人	68.0%

②元気回復事業

レクリエーションの実施と体育グループなどへの活動費助成

その他の項目を含め、「人事行政の運営などの状況」については町公式WEBサイトでも公表しています
http://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/jinji_syokuin/jinji_joukyou/

人件費の状況（29年度一般会計決算、特別職を含む）

歳出総額(A)	人件費(B)	前年度比	人件費率(B/A)
90億5,822万円	12億9,649万円 (共済費負担など含む)	+1,658万円 (1.30%)	14.31%

歳出総額90億5,822万円のうち



給料・年齢（29年4月1日現在）

一般行政職 技能労務職



一般行政職の初任給は、大学卒17万9,200円、高校卒14万7,100円としており2年後の給料はそれぞれ19万1,100円、15万5,500円としています。これらは国家公務員と同額です。

また、大学卒の給料は経験20年で33万6,500円、経験25年で37万9,800円とし、高校卒の給料は経験20年で29万2,900円、経験30年で39万8,100円としています。（平成29年4月1日現在）

職員人件費（職員数は29年4月1日現在、給与費は29年度決算額）

	職員数			職員給与費				1人当たり給与費
	退職	採用	給料	期末勤勉手当	その他手当	計		
一般行政職	159人	8人	3人	5億8,375万円	2億2,316万円	9,799万円	9億490万円	545万円
技能労務職	7人	0人	0人	2,582万円	961万円	415万円	3,958万円	565万円
計	166人	8人	3人	6億957万円	2億3,277万円	10,214万円	9億4,448万円	569万円

特別職・町議会議員の給料・報酬（月額）

	町長			副町長			教育長			議長			副議長			議員		
	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員	町長	副町長	議員	町長	副町長	議員
給料・報酬	700,000円	600,000円	550,000円	268,000円	218,000円	179,000円												
期末手当	6月期：2.025月 12月期：2.175月 役職加算15%			6月期：2.1月 12月期：2.3月 役職加算15%														

手当制度

項目	内容	支給額	項目	内容	支給額
扶養	○扶養親族のある職員に対して ・配偶者：月額10,000円 ・子：月額8,000円/1人 ・その他：月額6,500円/1人 (配偶者なしの場合) うち1人・子：月額10,000円 ・その他：月額9,000円 ・特定扶養：満15～満22歳の扶養親族がある場合は5千円加算	1,463万円	寒冷地	○11月から翌年3月の各月初日に在勤する職員に対して ・世帯主（扶養親族あり）月額26,380円 ・世帯主（扶養親族なし）月額14,580円 ・非世帯主 月額10,340円	1,574万円
住居	○住宅などを借り受け、月額12,000円を超える家賃などを支払っている職員に対して ・借家など：家賃月額1/2（上限27,000円）	1,724万円	管理職	○管理、監督の地位にある職員（主幹職以上）に対して ・給与月額×課長職8%、主幹職6%	1,122万円
時間外勤務	○正規の勤務時間を越えて勤務することを命じられた職員に対して 【勤務日】（原則1日3時間以内） ・勤務1時間当たり給与×1.25 【週休日】（原則代休振り替え） ・勤務1時間当たり給与×1.35	4,216万円	管理職員特別勤務	○管理職員が臨時、緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、週休日が祝日、年末年始の休日などに勤務した場合 ・課長職：1回8,000円 ・主幹職：1回6,000円 (勤務に従事した時間が6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	44万円
休日勤務	○祝日、年末年始の休日などに勤務することを命じられた職員に対して（原則代休振り替え） ・勤務1時間当たり給与×1.35	1億5,335万円	特	○著しく危険、不快、不健康、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事し、給与上特別の考慮を必要とする職員に対して ・税務手当（もっぱら町税の徴収事務に従事する職員）月額5,000円 ・上記職員以外で町税の徴収などの事務に従事した職員：日額500円 ・感染症防疫業務手当：日額500円 ・野犬捕獲業務手当：日額500円 ・行旅病人取扱手当：1件500円 ・行旅死亡人収容手当：1件1,000円 ・火葬業務手当：日額1,000円 ・家畜防疫業務手当：日額500円 ・徴収手当（水道料金など）日額800円 ・緊急出動手当：1回600～800円	21万円
夜間勤務	○正規の勤務時間として22～5時の間に勤務する職員に対して ・勤務1時間当たり給与×0.25		通	○通勤距離が片道2km以上の職員に対して ・交通機関を利用している場合：運賃などの相当額 ・自動車などを使用している場合：2,000～31,600円	
期末	○6月1日、12月1日に在籍する職員に対して ・6月期：基礎額×1.225カ月分 ・12月期：基礎額×1.375カ月分 (役職加算6級15%、5・4級10%、3級5%)	9,125万円	勤	○6月1日、12月1日に在籍する職員に対して ・6月期：基礎額×0.85カ月分 ・12月期：基礎額×0.95カ月分	